

I 育児休業等実態調査の結果

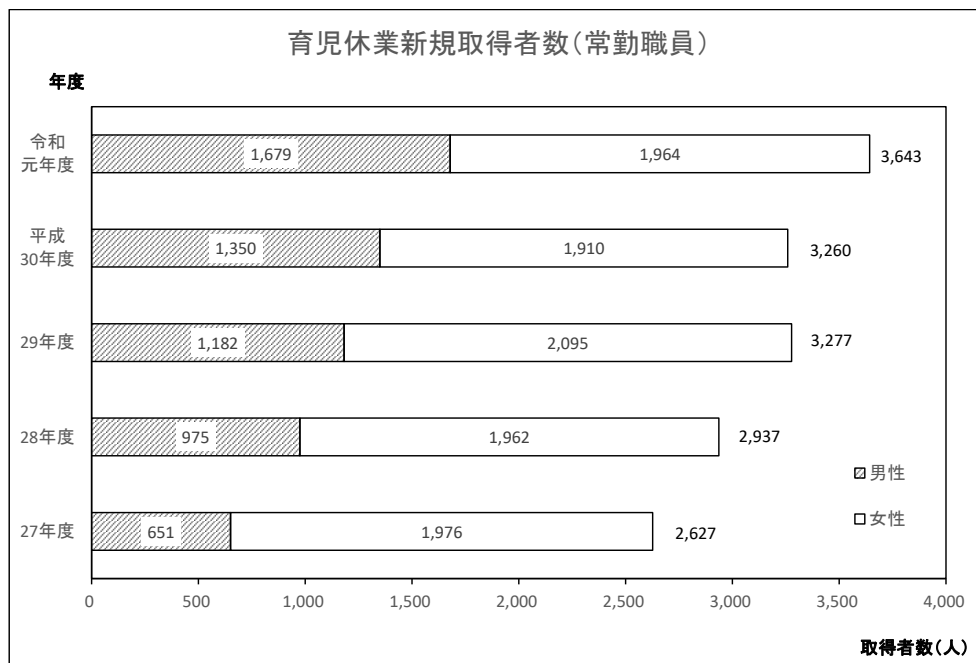
1 育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得率

令和元年度に新たに育児休業をした一般職の常勤の国家公務員（以下「常勤職員」という。）は、3,643人（男性1,679人、女性1,964人）となっており、前年度に比べ383人増加（男性329人増加、女性54人増加）となっています。また、令和元年度に育児休業をした期間がある常勤職員は、6,688人（男性1,886人、女性4,802人）となっています。

令和元年度に新たに育児休業をした一般職の非常勤の国家公務員（以下「非常勤職員」という。）は、256人（男性6人、女性250人）となっており、前年度に比べ40人減少（男性7人減少、女性33人減少）となっています。また、令和元年度に育児休業をした期間がある非常勤職員は、360人（男性13人、女性347人）となっています。

（注） 「育児休業」は、3歳に達するまでの子（非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子）を養育するために休業をすることができる制度。

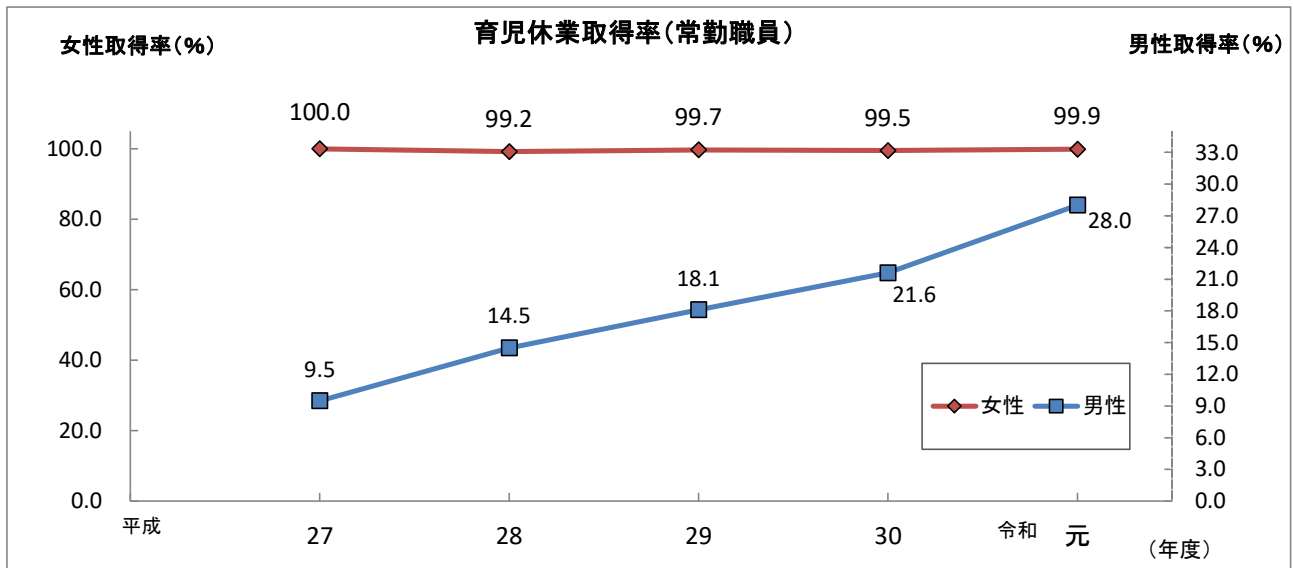


育児休業新規取得者数(非常勤職員)

(人)

	令和元年度	平成30年度	29年度	28年度	27年度
男性	6	13	7	0	2
女性	250	283	235	232	225
計	256	296	242	232	227

常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性28.0%、女性99.9%となっています。前年度に比べ、男性は6.4ポイント増加、女性は0.4ポイント増加（前年度男性21.6%、女性99.5%）となっており、男性は過去最高となっています。



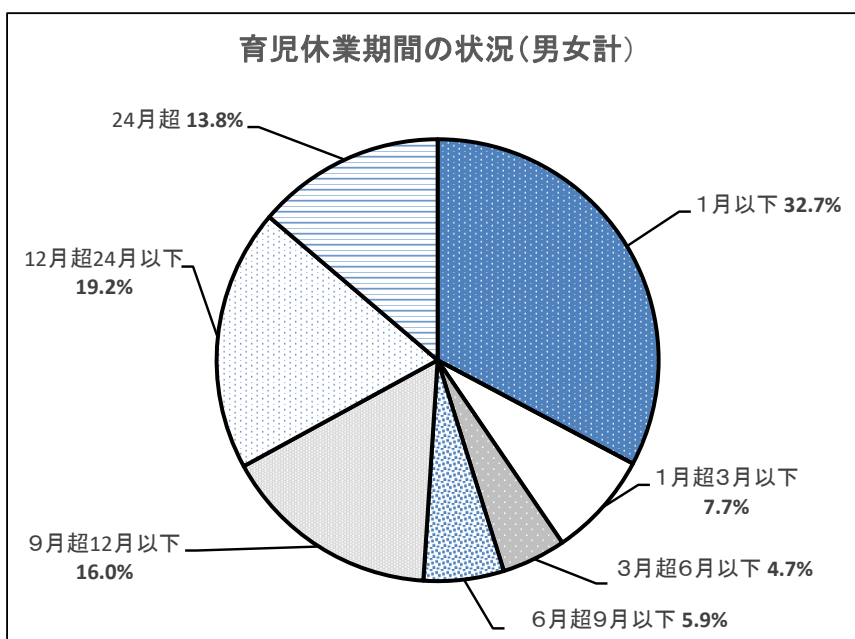
(注) 「取得率」は、令和元年度中に新たに育児休業が可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、平成30年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せず、令和元年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

非常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性85.7%、女性101.6%となっています。

(2) 新規育児休業取得者の育児休業期間

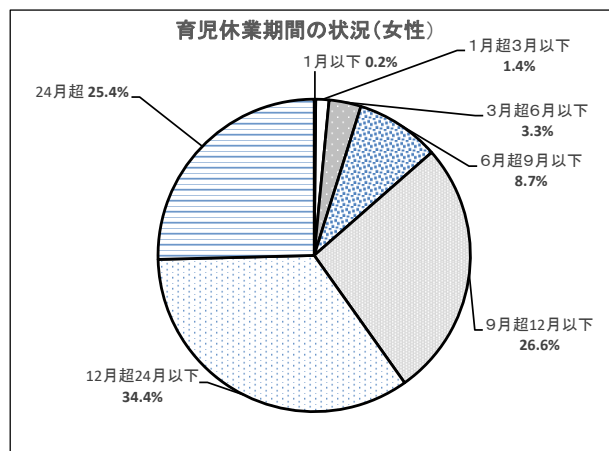
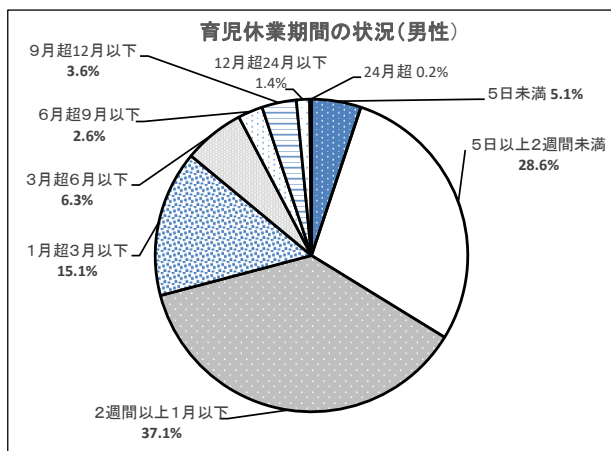
令和元年度に新たに育児休業をした常勤職員の休業期間の平均は、10.4月(男性1.8月、女性17.7月)(前年度 全体10.4月、男性1.8月、女性16.4月)となっています。

休業期間の分布状況を見ると、「1月以下」が32.7%と最も多く、次いで「12月超24月以下」が19.2%、「9月超12月以下」が16.0%の順となっています。



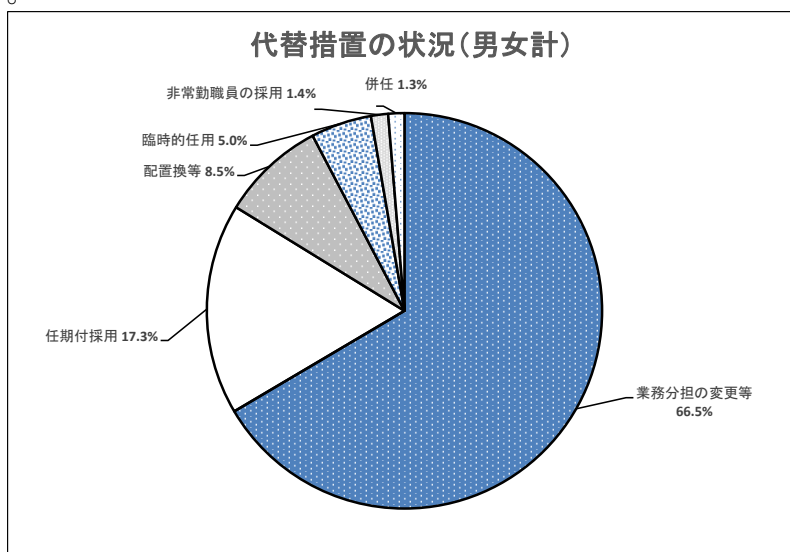
(注) 円グラフの内訳は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(以下の各円グラフにおいて同じ)。

また、休業期間の分布状況を男女別に見ると、男性は1月以下の職員が70.9%を占め、そのうち「2週間以上1月以下」が37.1%と最も多くなっており、女性は「12月超24月以下」が34.4%と最も多くなっています。



(3) 新規育児休業取得者の代替措置

令和元年度に新たに育児休業をした常勤職員に係る代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更等」が66.5%と最も多く、次いで「任期付採用」が17.3%となっています。



(4) 職務復帰等の状況

令和元年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて2.0%となっており、育児休業を終えた者の98.0%（前年度98.9%）が職務に復帰しています。

2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和元年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇を使用した職員の割合は92.4% (5,534人) (前年度90.7% (5,669人))、平均使用日数は1.9日 (前年度1.9日) となっています。

(注) 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇 (行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(2) 育児参加のための休暇

令和元年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、育児参加のための休暇を使用した職員の割合は90.5% (5,421人) (前年度86.4% (5,397人))、平均使用日数は4.3日 (前年度4.2日) となっています。

(注) 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇 (行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和元年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は82.1% (4,922人) (前年度76.1% (4,757人)) となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は95.5% (5,721人) (前年度94.0% (5,876人)) となっています。

(注) 「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

3 育児短時間勤務の取得状況

令和元年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は、146人 (男性21人、女性125人) となっており、前年度に比べ5人増加 (男性同数、女性5人増加) となっています。また、令和元年度に育児短時間勤務をした期間がある常勤職員は、292人 (男性35人、女性257人) となっています。

(注) 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 育児時間の取得状況

令和元年度に新たに育児時間を取得した常勤職員は、1,347人 (男性163人、女性1,184人) となっており、前年度に比べ144人減少 (男性26人増加、女性170人減少) となっています。また、令和元年度に育児時間を取得した期間がある常勤職員は、3,711人 (男性269人、女性3,442人) となっています。

令和元年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は、43人 (男性4人、女性39人) となっており、前年度に比べ15人増加 (男性2人増加、女性13人増加) となっています。また、令和元年度に育児時間を取得した期間がある非常勤職員は、58人 (男性6人、女性52人) となっています。

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子 (非常勤職員については3歳に達するまでの子) を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度 (行政執行法人にあっては、これに準ずる制度)。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

1 介護休暇の使用者数

令和元年中に介護休暇を使用した常勤職員は、246人（男性127人、女性119人）となっており、前年に比べ47人増加（男性17人増加、女性30人増加）となっています。

令和元年度に介護休暇を使用した非常勤職員は、56人（男性3人、女性53人）となっており、前年度に比べ2人減少（男性5人減少、女性3人増加）となっています。

(注) (1) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）の介護のため、通算して6月の期間内（3回まで分割可。非常勤職員については93日の期間内。）で休暇を使用できる制度。

(2) 常勤職員の介護休暇等については、令和元年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和元年度における使用実態を調査している。

介護休暇の使用者数（常勤職員）（人）				介護休暇の使用者数（非常勤職員）（人）			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和元年	246	127	119	令和元年度	56	3	53
平成30年	199	110	89	平成30年度	58	8	50

(注) 使用者数は、同一の職員が複数回使用した場合でも1人として計上している。

2 介護時間の使用者数

令和元年中に介護時間を使用した常勤職員は、65人（男性23人、女性42人）となっており、前年に比べ4人増加（男性4人増加、女性同数）となっています。

令和元年度に介護時間を使用した非常勤職員は、15人（男性1人、女性14人）となっており、前年度に比べ1人増加（男性1人増加、女性同数）となっています。

(注) 「介護時間」は、要介護者の介護のため、連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。

介護時間の使用者数（常勤職員）（人）				介護時間の使用者数（非常勤職員）（人）			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和元年	65	23	42	令和元年度	15	1	14
平成30年	61	19	42	平成30年度	14	0	14

3 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、いずれの制度も「父母」が最も多く、次いで「子」、「配偶者」の順となっています。

職員の性別ごとに見ても、いずれの制度も男性職員、女性職員ともに「父母」が最も多くなっています。

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護休暇：常勤職員）（人）

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	249 (100.0%)	47 (18.9%)	146 (58.6%)	48 (19.3%)	4 (1.6%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)	0 —
男性	129 (100.0%)	37 (28.7%)	75 (58.1%)	12 (9.3%)	3 (2.3%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 —
女性	120 (100.0%)	10 (8.3%)	71 (59.2%)	36 (30.0%)	1 (0.8%)	2 (1.7%)	0 —	0 —

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護時間：常勤職員）（人）

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	67 (100.0%)	9 (13.4%)	37 (55.2%)	19 (28.4%)	0 —	0 —	2 (3.0%)	0 —
男性	25 (100.0%)	4 (16.0%)	16 (64.0%)	4 (16.0%)	0 —	0 —	1 (4.0%)	0 —
女性	42 (100.0%)	5 (11.9%)	21 (50.0%)	15 (35.7%)	0 —	0 —	1 (2.4%)	0 —

(注) (1) 介護休暇の使用者数の合計が「Ⅱ 1 介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し使用した場合があるため。

(2) 各欄の（ ）内は、合計に占める割合（Ⅱ 4～7の各表において同じ）。

4 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇について、使用パターンを見ると、主として全日の休暇を連続して使用した職員の割合は、67.6%となっており、主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員は、77.7%となっています。

介護休暇の使用パターン別使用者数(常勤職員) (人)

合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
247 (100.0%)	167 (67.6%)	25 (10.1%)	12 (4.9%)	43 (17.4%)

(注) (1) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。

「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。

「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。

「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

(2) 使用者数の合計が「Ⅱ 3 職員と要介護者の続柄の状況」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し同時期に使用した場合があるため（Ⅱ 5、6において同じ）。

5 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況を見ると、「1月以下」が24.7%と最も多く、次いで「5月超6月以下」が23.9%、「1月超2月以下」が21.9%の順となっています。

(注)「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各庁の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。

介護休暇の指定期間別使用者数（常勤職員） (人)

合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超	
						6月以下	うち6月
247 (100.0%)	61 (24.7%)	54 (21.9%)	34 (13.8%)	23 (9.3%)	16 (6.5%)	59 (23.9%)	50 (20.2%)

(注) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和元年内における期間だけでなく指定期間全体について計上しており、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

6 介護休暇の分割取得の状況

令和元年中に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、25.5%となっています。

介護休暇の分割取得の有無別使用者数(常勤職員)

合計	分割取得あり	分割取得なし
247 (100.0%)	63 (25.5%)	184 (74.5%)

(人)

7 介護休暇使用後の状況

常勤職員について、介護休暇使用後の状況を見ると、職員による介護が不要となった職員は68.5%となっています。引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は年次休暇で、次いで短期介護休暇、フレックスタイム制の順となっています。

介護休暇使用後の状況別使用者数（常勤職員）

(人)

合計	職員による介護が不要						引き続き職員が介護								不明	
	小計	対象者が死亡	対象者が治療	家族等が介護	介護施設へ入所	その他	小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用	欠勤して介護	その他		退職して介護
178 (100.0%)	122 (68.5%)	45 (25.3%)	36 (20.2%)	19 (10.7%)	12 (6.7%)	10 (5.6%)	51 (28.7%)	5 (2.8%)	10 (5.6%)	8 (4.5%)	25 (14.0%)	21 (11.8%)	1 (0.6%)	2 (1.1%)	3 (1.7%)	5 (2.8%)

複数回答

(注) 使用者数の合計が「Ⅱ 1 介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、令和2年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者がいるため。

Ⅲ 子の看護休暇使用実態調査の結果

令和元年中に子の看護休暇を使用した常勤職員は、17,319人（男性10,935人、女性6,384人）となっており、前回調査（平成26年）に比べ3,406人増加（男性2,738人増加、女性668人増加）となっています。また、平均使用日数は3.7日（男性3.3日、女性4.4日）となっています。

（注）（1）「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために使用できる特別休暇（1年に5日（子が2人以上の場合は1年に10日））。

（2）常勤職員の子の看護休暇については、令和元年における使用実態を調査している。

常勤職員	全体	男性	女性
使用者数	17,319人	10,935人	6,384人
平均使用日数	3.7日	3.3日	4.4日

令和元年度に子の看護休暇を使用した非常勤職員は、987人（男性32人、女性955人）となっており、前回調査（平成26年度）に比べ360人増加（男性16人増加、女性344人増加）となっています。また、平均使用日数は3.6日（男性3.3日、女性3.6日）となっています。

（注）非常勤職員の子の看護休暇は、一の年度について付与されるものであり、令和元年度における使用実態を調査している。

非常勤職員	全体	男性	女性
使用者数	987人	32人	955人
平均使用日数	3.6日	3.3日	3.6日

Ⅳ 自己啓発等休業実態調査の結果

令和元年度に新たに自己啓発等休業をした常勤職員は、26人（男性12人、女性14人）となっており、前回調査（平成29年度）に比べ1人減少（男性2人減少、女性1人増加）となっています。また、休業事由別に見ると、大学等における修学が23人、国際貢献活動が3人となっており、平均休業期間は、1年6月（平成29年度1年9月）となっています。

（注）「自己啓発等休業」は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。

	合 計	休業事由		平均休業期間
		大学等における修学	国際貢献活動	
全体	26人 (27人)	23人 (23人)	3人 (4人)	1年6月 (1年9月)
男性	12人 (14人)	12人 (13人)	0人 (1人)	
女性	14人 (13人)	11人 (10人)	3人 (3人)	

（注）各欄の（ ）内は、前回調査（平成29年度）の結果による。

（令和元年度）

以 上

令和元年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数 (A)	令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (B)	取得率(%) A/B	新規取得者数 (A')	令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	13	27	48.1%	12	12	100.0%
人事院	4	8	50.0%	5	5	100.0%
内閣官房	6	30	20.0%	0	1	0.0%
内閣法制局	1	1	100.0%	1	1	100.0%
内閣府	10	54	18.5%	27	27	100.0%
宮内庁	1	19	5.3%	3	3	100.0%
公正取引委員会	11	27	40.7%	14	14	100.0%
警察庁	16	160	10.0%	28	28	100.0%
個人情報保護委員会	0	1	0.0%	0	0	-
カジノ管理委員会	0	1	0.0%	0	0	-
金融庁	11	65	16.9%	14	14	100.0%
消費者庁	0	6	0.0%	3	3	100.0%
復興庁	0	6	0.0%	0	0	-
総務省	17	100	17.0%	42	41	102.4%
公害等調整委員会	0	0	-	0	0	-
消防庁	0	4	0.0%	0	0	-
法務省	208	1,238	16.8%	284	288	98.6%
出入国在留管理庁	34	110	30.9%	81	81	100.0%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	12	46	26.1%	7	6	116.7%
外務省	22	164	13.4%	52	53	98.1%
財務省	133	374	35.6%	151	152	99.3%
国税庁	582	1,267	45.9%	502	495	101.4%
文部科学省	15	46	32.6%	32	32	100.0%
スポーツ庁	0	4	0.0%	0	0	-
文化庁	1	6	16.7%	2	2	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	283	478	59.2%	216	219	98.6%
農林水産省	37	124	29.8%	87	87	100.0%
林野庁	15	60	25.0%	28	28	100.0%
水産庁	1	10	10.0%	4	4	100.0%
経済産業省	18	95	18.9%	50	50	100.0%
資源エネルギー庁	3	15	20.0%	3	3	100.0%
特許庁	13	51	25.5%	22	22	100.0%
中小企業庁	0	2	0.0%	1	1	100.0%
国土交通省	109	672	16.2%	173	172	100.6%
観光庁	0	2	0.0%	2	2	100.0%
気象庁	34	74	45.9%	10	10	100.0%
運輸安全委員会	0	1	0.0%	2	3	66.7%
海上保安庁	34	501	6.8%	47	47	100.0%
環境省	5	26	19.2%	12	12	100.0%
原子力規制委員会	2	19	10.5%	2	2	100.0%
防衛省	0	0	-	0	0	-
小計	1,651	5,894	28.0%	1,919	1,920	99.9%
独立行政法人国立公文書館	0	1	0.0%	0	0	-
独立行政法人統計センター	1	4	25.0%	9	9	100.0%
独立行政法人造幣局	3	14	21.4%	1	1	100.0%
独立行政法人国立印刷局	24	62	38.7%	21	21	100.0%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	7	0.0%	6	6	100.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	5	0.0%	5	5	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	5	0.0%	3	3	100.0%
小計	28	98	28.6%	45	45	100.0%
総計	1,679	5,992	28.0%	1,964	1,965	99.9%

- (注) 1 「新規取得者数」とは、令和元年度中に新たに育児休業(再度の育児休業等を除く。)を取得した職員数をいう。
2 「令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は同年度中に生まれた子がいる者、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した者(平成31年2月3日から令和2年2月3日までに生まれた子がいる者(産後休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
3 「取得率」は、「令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数」の割合。「新規取得者数」には、平成30年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せず、令和元年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和元年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和元年度中に子が生まれた男性職員数(A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇	
		(A)のうち配偶者出産休暇を使用した職員数(B)	使用率(%) B/A	(A)のうち育児参加のための休暇を使用した職員数(B')	使用率(%) B'/A	(A)のうち合わせて5日以上休暇を取得した職員数(C)	使用率(%) C/A
会計検査院	27	25	92.6%	26	96.3%	25	92.6%
人事院	8	8	100.0%	8	100.0%	7	87.5%
内閣官房	30	23	76.7%	22	73.3%	19	63.3%
内閣法制局	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
内閣府	54	47	87.0%	43	79.6%	38	70.4%
宮内庁	19	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%
公正取引委員会	27	27	100.0%	27	100.0%	25	92.6%
警察庁	160	146	91.3%	133	83.1%	113	70.6%
個人情報保護委員会	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
カジノ管理委員会	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
金融庁	65	53	81.5%	54	83.1%	47	72.3%
消費者庁	6	5	83.3%	5	83.3%	4	66.7%
復興庁	6	6	100.0%	6	100.0%	5	83.3%
総務省	100	91	91.0%	89	89.0%	69	69.0%
公害等調整委員会	0	0	-	0	-	0	-
消防庁	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
法務省	1,238	1,195	96.5%	1,220	98.5%	1,185	95.7%
出入国在留管理庁	110	98	89.1%	94	85.5%	79	71.8%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	46	44	95.7%	44	95.7%	40	87.0%
外務省	164	56	34.1%	55	33.5%	42	25.6%
財務省	374	366	97.9%	370	98.9%	334	89.3%
国税庁	1,267	1,219	96.2%	1,222	96.4%	1,170	92.3%
文部科学省	46	44	95.7%	44	95.7%	32	69.6%
スポーツ庁	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
文化庁	6	5	83.3%	6	100.0%	5	83.3%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	478	436	91.2%	426	89.1%	392	82.0%
農林水産省	124	114	91.9%	110	88.7%	97	78.2%
林野庁	60	56	93.3%	57	95.0%	51	85.0%
水産庁	10	10	100.0%	8	80.0%	6	60.0%
経済産業省	95	91	95.8%	92	96.8%	86	90.5%
資源エネルギー庁	15	14	93.3%	15	100.0%	12	80.0%
特許庁	51	47	92.2%	47	92.2%	44	86.3%
中小企業庁	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
国土交通省	672	598	89.0%	510	75.9%	402	59.8%
観光庁	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
気象庁	74	67	90.5%	72	97.3%	53	71.6%
運輸安全委員会	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
海上保安庁	501	481	96.0%	477	95.2%	427	85.2%
環境省	26	21	80.8%	20	76.9%	16	61.5%
原子力規制委員会	19	15	78.9%	14	73.7%	11	57.9%
防衛省	0	0	-	0	-	0	-
小計	5,894	5,442	92.3%	5,347	90.7%	4,865	82.5%
独立行政法人国立公文書館	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
独立行政法人統計センター	4	3	75.0%	4	100.0%	4	100.0%
独立行政法人造幣局	14	14	100.0%	11	78.6%	9	64.3%
独立行政法人国立印刷局	62	59	95.2%	49	79.0%	36	58.1%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	7	7	100.0%	5	71.4%	4	57.1%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	5	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	5	5	100.0%	4	80.0%	3	60.0%
小計	98	92	93.9%	74	75.5%	57	58.2%
総計	5,992	5,534	92.4%	5,421	90.5%	4,922	82.1%